

鳥取県公報

目次

- ◇告示 私立各種学校の認可
土地改良区より理事の氏名、住所の届出
建築区域の指定
- ◇公告 昭和二十七年度行政書士試験合格者公告
- ◇人事委員会規則
公務災害補償の審査に関する規則

告示

鳥取県告示第四百十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條及び第八十三條の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十七年八月十九日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

名称 鳥取県知事 西尾愛治
 所在 鳥取市東町三一谷口晴美 昭和二十七年八月十二日
 鳥取会計学院 鳥取市東町三一谷口晴美 昭和二十七年八月十二日
 二番地

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように尙徳村三箇堰土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年八月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

氏名	住所
落田 義治	西伯郡尙徳村大字青木
渡辺 幹夫	大字榎原
松田市三郎	"
田辺 潔	"
渡部 芳夫	"
鷺見 重雄	大字大袋

加藤 鶴一 成実村大字橋本
 乗本 勇 〃
 加藤 菊治 〃

鳥取県告示第四百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十七年八月十五日次のように指定した。

昭和二十七年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

西伯郡外江町のうち外江

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び外江町役場において縦覧に供する。

公 告

昭和二十七年年度行政書士試験合格者公告

昭和二十七年八月五日施行の鳥取県行政書士試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十七年八月十九日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治
 気高郡宝木村大字常松二七二 谷口 進

人事委員会規則

公務災害補償の審査に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年八月十九日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

鳥取県人事委員会規則第六号

公務災害補償の審査に関する規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第四十五條第二項及び第八條第四項の規定に基き、この規則を定める。

（この規則の目的）

第一條 この規則は、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審査の請求）

第二條 公務災害補償の実施に関して異議のある者が、法第四十五條第二項の規定により審査の請求をしようとするときは、別記様式第一号による書面（以下「審査請求書」という。）でしななければならない。

2 前項の規定により審査を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、審査請求書正副各一通に書類、記録その他の適切な資料を添えて人事委員会に提出しなければならない。

3 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに別記様式第二号による書面をもつて人事委員会に届け出なければならない。

（代理人）

第三條 請求者及び補償の実施機関（以下「当事者」という。）は、必要があるときは、自己の代理人を選任し及び解任することができる。

2 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは、別

記様式第三号による書面をもつて人事委員会に届け出なければならない。

（審査の請求の受理及び却下）

第四條 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、請求者の資格、審査請求書の記載事項及びその添附書類について調査し、審査の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、人事委員会は、期間を定めて、請求者にその不備を補正させることができる。但し、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 請求者が人事委員会の定めた期間内に不備を補正しなかつたときは、人事委員会は、審査の請求を却下することができる。

4 人事委員会は、審査請求書を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知し、却下したとき

は、その旨を請求者に通知しなければならない。

(事案の審査)

第五條 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、関係当事者若しくはその代理人その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類若しくはその写の提出を求め、その他必要な事実調査を行うことができる。

(あつせん)

第六條 人事委員会は、適当と認めるときは、審査請求書を受理する前、又は事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるよう関係当事者間をあつせんすることができる。

(請求の取下)

第七條 請求者は、人事委員会が事案について裁定を行うまでの間は、いつでも別記様式第四号による書面をもつて審査の請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査の請求のうち、取下のあつた審査の請求の部分

については、初めから係属しなかつたものとみなす。

(裁定)

第八條 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基いて、すみやかに裁定を行い、これを書面に作成しなければならない。

2 前項の書面(以下「裁定書」という。)には、左の各号に掲げる事項を記載し、各委員が署名押印しなければならない。

- 一 裁定
- 二 事実及び争点
- 三 理由
- 四 裁定の日附

3 人事委員会は裁定書の写を当事者に送達しなければならない。

(補則)

第九條 この規則に定めるものを除く外、審査の手続等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第一号

公務災害補償の審査請求書

昭和 年 月 日

請求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

地方公務員法第四十五條第二項の規定に基き、左記のとおり公務災害補償の審査を請求します。

記

一、災害を受けた者の氏名

住所

生年月日

災害発生当時の職

所属地方公共団体

所属部局

二、請求者が災害を受けた職員以外の者であるときは

その氏名

住所

生年月日

職員との続柄又は関係

三、補償の実施機関

四、補償に関する実施機関の措置及び年月日

五、請求の要旨

様式第二号

公務災害補償の審査請求書記載事項変更届

昭和 年 月 日

請求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日 日 附提出の審査請求書の記載事項に左記のとおり変更を生じましたからお届けします。

記

様式第三号

代理人選任(解任)届

昭和 年 月 日

